

レクリエーション施設利用補助制度のお知らせ

● レクリエーション施設利用券使用時の注意点 ●

- (1) レクリエーション施設利用券は、発行を受けた組合員本人および被扶養者本人に限り利用可能です。他の方には絶対に譲渡しないでください。(他の方に譲渡した場合は、発行を受けた組合員に補助金の返還請求をします。)
- (2) 利用回数には制限があり、1施設ごとに1年度内1人1回となっています。ただし、ゴルフ場、キャンプ場、映画館、日帰り温泉、ボルダリング施設および鍼灸マッサージ施術所については、施設区分ごとに指定施設の中から1年度内1人3回を限度とします。
- (3) 利用資格のない方(利用券使用対象年齢外の方や被扶養者認定外の方など)が利用した場合、または利用回数が制限を越えた場合等は、補助金の返還請求を行うこととなりますので、利用についてはご注意願います。

利用資格者	利用日現在、組合員および被扶養者である方	
利用回数制限 (1年度内)	利用施設区分	利用限度回数
	レジャー施設等	1施設につき1人1回
	潮干狩り場	指定施設の中から1人1回
	ゴルフ場・キャンプ場・映画館・日帰り温泉・ボルダリング施設・鍼灸マッサージ施術所	指定施設の中から1人3回 (施設区分ごと)

※利用可能な施設については、「共済事業のあらまし」または共済組合ホームページ(最新情報)をご確認ください。

● レクリエーション施設利用券の記入方法 ●

【見本】

【組合員証(表面)】

レクリエーション施設利用券 No.

補助金額 ¥700

レクリエーション施設QR

所屬所名	①	組合員氏名	②
所屬所番号	③	組合員証番号	④
利用者名	⑥	利用者生年月日	⑦
利用施設名	⑧	区分	⑨

元号 年 月 日
R ⑤

発行所 さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
埼玉県市町村職員共済組合理事長

埼玉県市町村職員共済組合 本人 令和5年4月27日交付
組 合 員 証 (組合員)

③ 記号 埼 9 9 9 ④ 番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ (枝番) ○ ○

キョウサイクロウ

氏 名 共 済 太 郎 性別 男

生 年 月 日 平成4年6月15日

資格取得年月日 令和5年4月1日

発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号

保 険 者 番 号 3 2 1 1 0 4 1 3

名 称 埼玉県市町村職員共済組合 発行番号 0165937

①所属所名	市町村名または一部事務組合名をご記入ください。
②組合員氏名	組合員本人の氏名をご記入ください。
③所属所番号	組合員証に記載されている【埼】から始まる番号を右詰めでご記入ください。
④組合員証番号	組合員証に記載されている番号を右詰めでご記入ください。
⑤利用年月日	施設を利用する年月日をご記入ください。
⑥利用者名	利用券を使用する方の氏名をご記入ください。
⑦利用者生年月日	利用券を使用する方の生年月日をご記入ください。
⑧利用施設名	利用する施設名をご記入ください。
⑨区分	レクリエーション施設一覧表より該当区分を確認し、○を付けてください。

お問い合わせ先 施設課 ☎048-822-3304